

都市計画区域の再編に係る 都市計画決定等の説明会開催のお知らせ

滋賀県が現在進めている県東北部圏域の都市計画区域の再編により、びわ・虎姫地域と、浅井湖北、木之本高月の各都市計画区域が合わさり、一つの区域区分の定めのない「長浜北部都市計画区域」が平成28年12月末に新たに設定される予定です。

この新たな都市計画区域内において、住環境に影響を与える大規模店舗や風俗施設等の施設の立地を制限し、良好な都市環境の形成を目指すため、このたび、都市計画法に基づく特定用途制限地域の都市計画決定案を作成しました。

また、都市計画区域の変更に伴って、既に都市計画決定された都市施設、地域地区及び地区計画の名称変更等や、新たな用途地域の設定といった都市計画決定の変更や開発許可等の基準の変更も併せて行います。

つきましては、これらの変更内容についてご説明するため、次のとおり説明会を開催いたします。

説明会の開催

◇開催日・場所

平成28年10月12日（水） 長浜市役所本庁1階 多目的ルーム

【長浜市八幡東町 632 番地】

平成28年10月14日（金） 高月公民館2階 第2研修室

【長浜市高月町渡岸寺 141-1 】

※各会場とも19時00分から20時00分まで

都市計画（案）の縦覧

◇縦覧する都市計画の案

裏面の一覧表のとおり

◇縦覧期間

平成28年10月17日（月）から10月31日（月）まで

【公告日：平成28年10月17日（月）】

※長浜市の休日を定める条例（平成18年長浜市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。

◇意見締切

平成28年10月31日（月）

◇縦覧場所

長浜市役所都市建設部都市計画課（市役所東館2階）

◇意見の提出方法

指定の用紙に必要事項を記入の上、都市計画課へご提出ください。

※意見書に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

都市計画区域の再編に係る都市計画の案一覧表

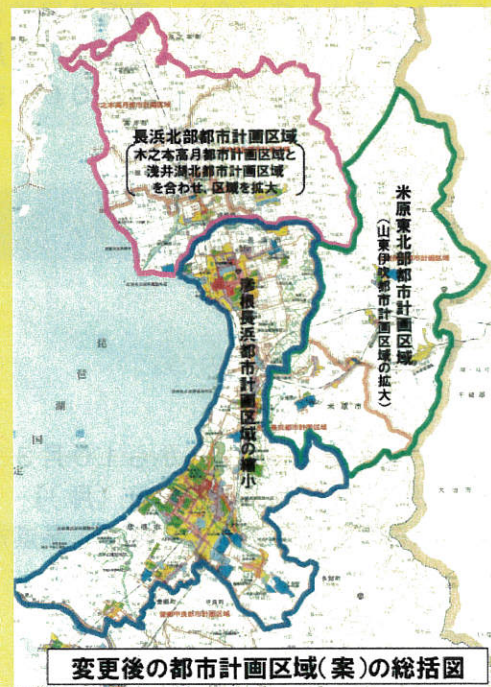
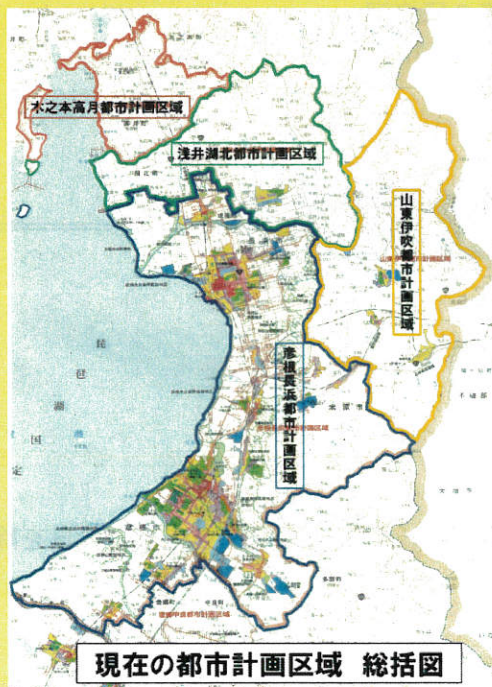
- ①彦根長浜都市計画道路の変更
- ②彦根長浜都市計画公園の変更
- ③彦根長浜都市計画緑地の変更
- ④浅井湖北都市計画汚物処理場の変更
- ⑤浅井湖北都市計画及び木之本高月都市計画ごみ焼却場の変更
- ⑥浅井湖北都市計画ごみ処理場の変更
- ⑦浅井湖北都市計画火葬場の変更
- ⑧木之本高月都市計画火葬場の変更
- ⑨彦根長浜都市計画及び浅井湖北都市計画特別用途地区の変更
- ⑩彦根長浜都市計画風致地区の変更
- ⑪彦根長浜都市計画地区計画の変更
- ⑫彦根長浜都市計画及び浅井湖北都市計画用途地域の変更
- ⑬長浜北部都市計画特定用途制限地域の決定
- ⑭長浜北部都市計画用途地域の変更

※①～⑫については、既定の都市計画決定の内容を何ら変えるものではなく、都計区域の変更に伴い名称又は範囲が変わるだけのもの

※⑬については、再編によってできる新たな都市計画区域において、良好な都市環境の形成を目指すため、新たな規制を導入するもの

※⑭については、特定用途制限地域の設定では、整合しない箇所（虎姫地域、浅井地域の一部）に用途地域を新たに設定するもの

都市計画区域の再編図



■お問い合わせ先

長浜市都市建設部都市計画課

電話：0749-65-6562

FAX：0749-65-6760